

概要版

第2期 のびのび塩竈っ子プラン

～ 塩竈市子ども・子育て支援事業計画 / 塩竈市次世代育成支援行動計画 ～

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

宮城県 塩竈市



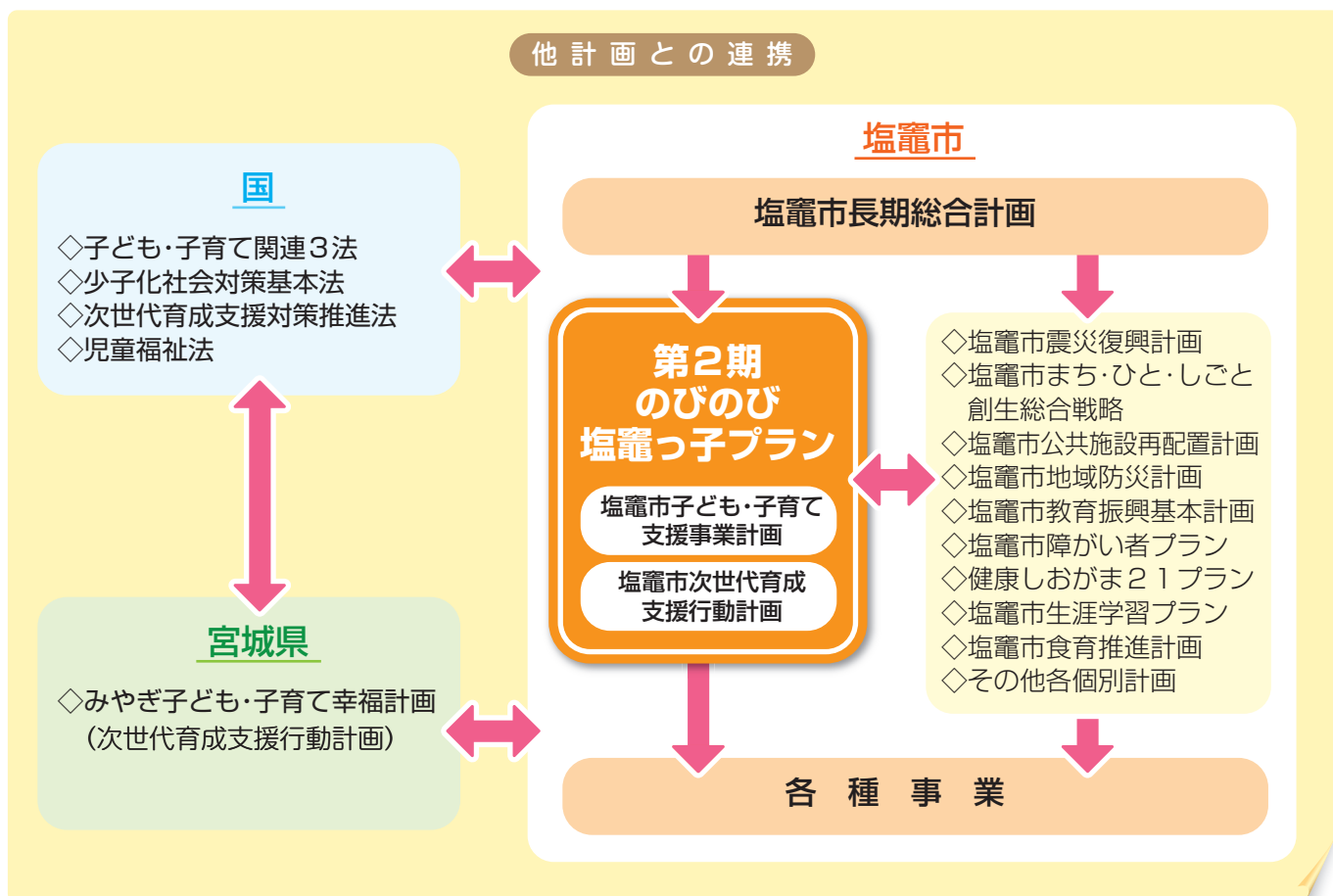
1 計画策定の趣旨

塩竈市では、国の少子化対策と連動し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく『のびのび塩竈っ子プラン』を平成17年度に策定し、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、5年間を一期とする『新のびのび塩竈っ子プラン～塩竈市次世代育成支援行動計画／子ども・子育て支援事業計画～』（以降「第1期計画」という。）を平成26年度に策定し、様々な子育て支援の事業を行ってきました。

第1期計画が令和元年度に終了することから、第1期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた事業量等を見直し、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ『第2期のびのび塩竈っ子プラン～塩竈市子ども・子育て支援事業計画／塩竈市次世代育成支援行動計画～』を策定しました。

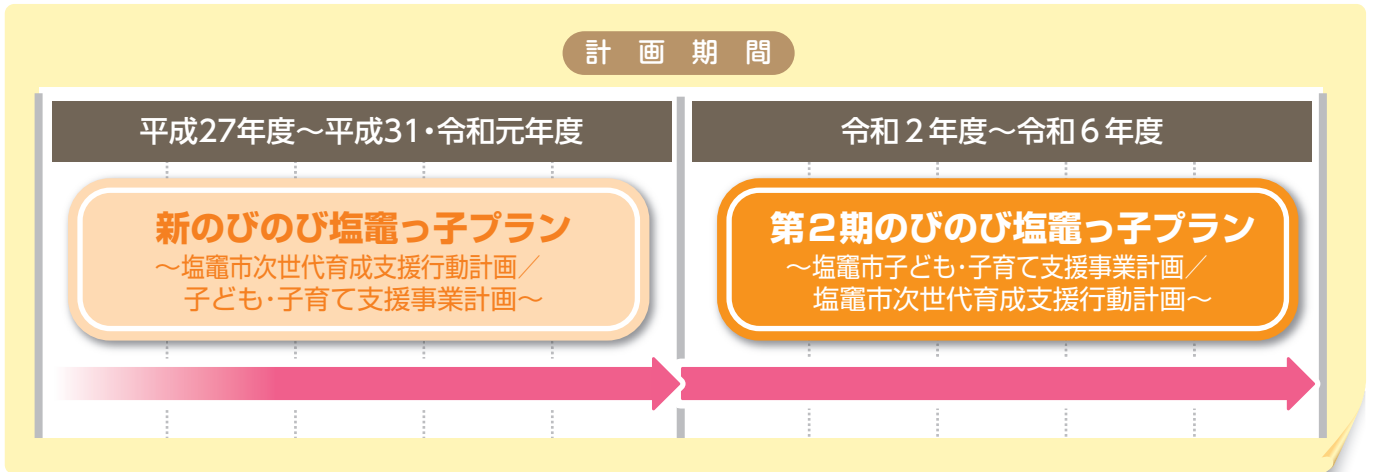
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定する「子ども・子育て支援事業計画」と、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく市町村行動計画として、国の定めた行動計画策定指針に即して策定する「次世代育成支援行動計画」を併せた計画であり、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に推進するものです。



3 計画期間

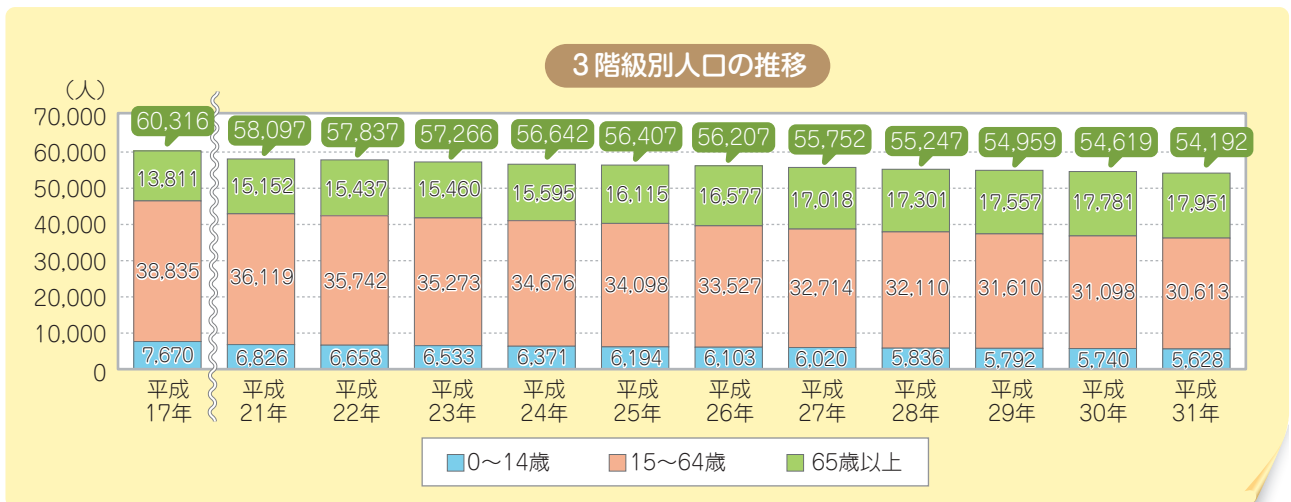
本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



4 塩竈市の子ども・子育てを取り巻く状況

人 口

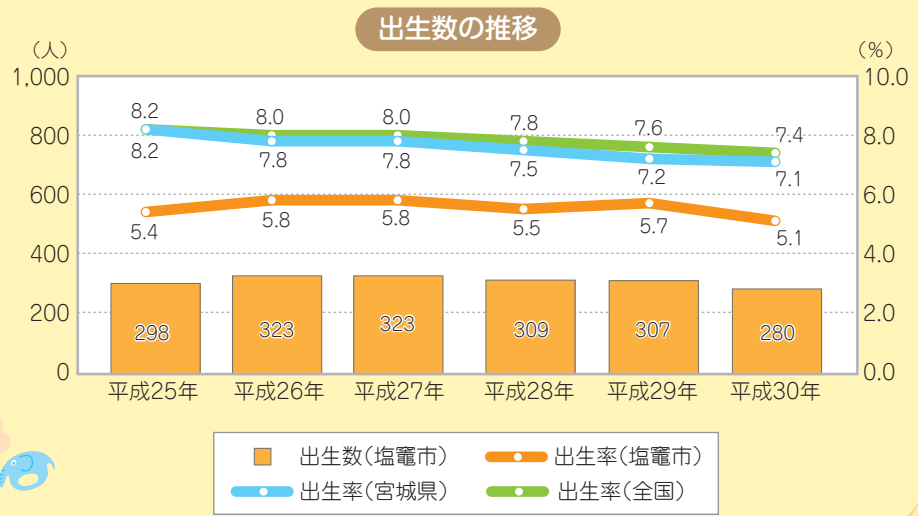
本市の人口は平成17年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、平成17年以降老年人口(65歳以上)は増加し、生産年齢人口(15～64歳)、年少人口(0～14歳)は減少しています。



資料：住民基本台帳(各年3月31日)

出生数

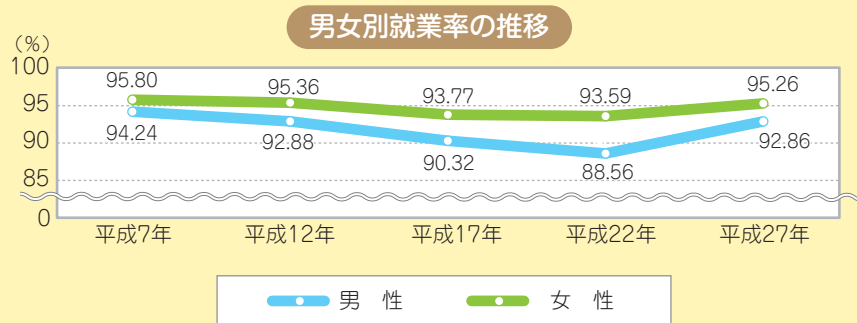
本市の出生数は300人前後で推移し、平成28年以降は減少傾向にあります。また、出生率を県・全国と比較するといずれの年も両者を下回っています。



資料：人口動態統計調査

就業率

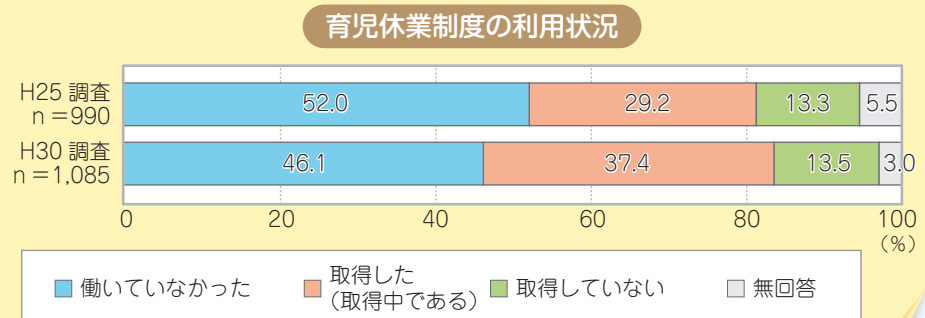
本市の15歳以上の就業率をみると、平成22年まで男女ともに就業率は低下しています。その後、平成27年には男女ともに上昇しています。



資料：国勢調査

育児休業制度利用状況

育児休業制度を利用した母親は37.4%で、前回調査より、母親は8.2ポイント増加しています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 第2期のびのび塩竈っ子プランの基本理念と基本目標

《基本理念》

いのち
生命の誕生と子育ての感動を分かちあい、
子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しおがま

《基本目標》

1

基本目標



子どもがのびのびと健やかに育つまち

すべての子どもたちは、本来「育つ力」を持っており、社会の中で一人ひとりが自主性や主体性を発揮することによって、個性という光を放ちながら、未来を明るく照らします。

子どもが自ら考え、主体的に行動できる「自ら生きる力」を育み、そして社会の一員として「ともに生きる心」を養っていくことができるよう“子どもがのびのびと健やかに育つことができるまちづくり”を進めていきます。

2

基本目標



親が安心して子どもを産み育てられるまち

子どもを産み育てることは、私たちに感動と喜びを与えてくれるとともに、未来へとつながっていく、かけがえのない営みです。

すべての人が子育ての大切さを認めあう中で、親がゆとりや豊かさ、健やかさに満たされながら、子育てをすることの楽しさを実感することができるよう“親が安心して子どもを産み育てられるまちづくり”を進めていきます。

3

基本目標



地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち

子どもを産み育てることは、家庭はもとより社会全体であたたかく見守られるべき大切な営みです。子どもたちは、親はもちろん周囲のたくさんの大人たちによって、大切にされ信頼されることで、社会の中で夢や希望を抱きながら、明るく輝きます。

地域や学校、事業所・企業、行政など社会を構成するさまざまな主体が協働しながら、家庭や社会の中で、子どもや子育てを支えていくことができるよう、“地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまちづくり”を進めていきます。

6 子ども・子育て支援施策の展開

教育・保育事業

幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

保育所

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんを見ることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

認定こども園

就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う機能を備え、県から認定を受けた施設です。

3歳以上であれば、幼稚園と同様に保護者の就労状況にかかわらず入園できますが、3歳未満児は保護者の就労など保育が必要な事由がある場合に限り入園できます。



地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和2年度中に「子育て世代包括支援センター」を開設する予定です。子育て支援に対する総合的な相談や、案内を行う利用者支援専門員（コンシェルジュ）の育成に取り組みます。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和2年度に、塩竈市子育て支援センター「こころん」が移転します。相談体制のさらなる充実を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。



養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

一時預かり事業、預かり保育事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

病児・病後児保育事業

病児や病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。





計画の体系図

基本理念

いのち
生命の誕生と子育ての感動を分かちあい、子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しががま

基本目標

基本目標1
子どもがのびのびと
健やかに育つまち

基本目標2
親が安心して
子どもを産み育てられるまち

基本目標3
地域社会が子どもの
育ちと子育てを支えるまち

主要な施策

主要な施策1
子どもが健全に育つ
環境づくり

主要な施策2
多様な教育・学習の推進

主要な施策3
特別な支援が必要な
子どもに対する対応

主要な施策1
健やかな子育ての推進

主要な施策2
働きながら子育てできる
環境づくり

主要な施策3
子育て家庭への支援

主要な施策1
子育てを支援する
生活環境の整備

主要な施策2
児童虐待防止対策の充実

主要な施策3
子ども・家庭を支援する
地域社会づくり

施策

- (1)身近な遊び場の提供
- (2)青少年の健全育成の推進
- (3)次代を担う世代の育成の充実

- (1)幼児教育の充実
- (2)学校教育の充実
- (3)社会教育の充実
- (4)スポーツの推進

- (1)特別な支援が必要な子どもへの支援

- (1)家庭教育の充実
- (2)食育の充実
- (3)親と子の健康づくりの推進
- (4)小児医療の充実

- (1)保育ニーズへの的確な対応
- (2)放課後児童クラブの充実
- (3)子育てを支援する就労環境づくり

- (1)経済的支援制度の普及
- (2)ひとり親家庭への支援

- (1)子育てに配慮した生活の場の提供
- (2)豊かな自然とふれあう機会の提供
- (3)交通安全と防犯・防災の充実
- (4)浦戸のよさを活かした子どもの健全育成

- (1)児童虐待防止の強化

- (1)地域コミュニケーションの促進
- (2)子育てを支える地域体制づくりの促進

第2期のびのび塩竈っ子プラン

概要版

発行日 令和2年3月
 発行者 塩竈市健康福祉部 子育て支援課
 住所 〒985-0052 宮城県塩竈市本町1-1
 TEL 022-353-7797